

# 契約締結前交付書面集

この書面集は、下記有価証券の売買等を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## — 目次 —

上場有価証券等書面	01
金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	03
手数料等一覧表	05
外貨建て債券の契約締結前交付書面	07



### 当社の概要

商号等	株式会社しん証券さかもと 金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号
本店所在地	〒920-0917 石川県金沢市下堤町 25 番地
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	450,200,000 円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和8年8月【創業 明治40年1月】
連絡先	管理部（050-3539-6670）又はお取引店にご連絡ください。

平成28年7月1日改定

# 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、御不明な点は、お取引開始前に御確認ください。

## 手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等に当たっては、当該上場有価証券等の購入対価のほかに「手数料等一覧表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引に当たっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等に当たり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 上場有価証券等のお取引に当たってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等に当たっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますので御留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 上場有価証券等の募集、若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書と同様の性質を有するものを含みます。

### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）のほか、当社の口座でお預かりする有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- ・ 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を通じた株式等の他社移管については 1 銘柄 1 単位 1,000 円（税抜）を頂戴いたします。
  - ※1 単位増える毎に 500 円を加算（税抜）
  - ※1 銘柄上限 10,000 円（税抜）
  - ※公開買付（TOB）への申込のときは無料
- ・ 上記の他、機構を通じた株式等の記帳及び振替等に関し、機構が徴収する手数料につきましては、お客様の申出内容に応じ、『手数料等一覧表（その他のサービスの手数料）』のとおり料金を頂戴いたします。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・ お客様から解約の通知があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

## 手数料等一覧表

### 国内株式等委託手数料率

約定代金（円）		委託手数料（税抜）	
～	1,000,000	約定代金の 1.1500 %	
1,000,001	～ 5,000,000	約定代金の 0.8300 %	+ 3,200 円
5,000,001	～ 10,000,000	約定代金の 0.6500 %	+ 12,200 円
10,000,001	～ 30,000,000	約定代金の 0.5100 %	+ 26,200 円
30,000,001	～ 50,000,000	約定代金の 0.2000 %	+ 119,200 円
50,000,001	～		219,200 円

※約定代金の 1.1500%に相当する額が 2,500 円（税抜）未満の場合、2,500 円（税抜）とします。

### マイルージ割引率

お客様のお取引実績に応じて、国内株式等委託手数料の特別割引サービスをさせていただきます。

手数料累計		割引率	手数料累計		割引率
500,000	～ 999,999	1%	6,000,000	～ 6,999,999	7%
1,000,000	～ 1,999,999	2%	7,000,000	～ 7,999,999	8%
2,000,000	～ 2,999,999	3%	8,000,000	～ 8,999,999	9%
3,000,000	～ 3,999,999	4%	9,000,000	～ 9,999,999	10%
4,000,000	～ 4,999,999	5%	10,000,000	～	15%
5,000,000	～ 5,999,999	6%			

【対象商品】 国内上場株式等

【計算期間】 毎年 4 月 1 日～9 月 30 日又は 10 月 1 日～3 月 31 日の半年毎

【取引実績】 期中の委託手数料の累計

【適応期間】 毎年 11 月 1 日～4 月 30 日又は 5 月 1 日～10 月 31 日の半年間

### 転換社債型新株予約権付社債委託手数料率

約定代金（円）		委託手数料（税抜）	
～	1,000,000	約定代金の 1.0000 %	
1,000,001	～ 5,000,000	約定代金の 0.9000 %	+ 1,000 円
5,000,001	～ 10,000,000	約定代金の 0.7000 %	+ 11,000 円
10,000,001	～ 30,000,000	約定代金の 0.5500 %	+ 26,000 円
30,000,001	～ 50,000,000	約定代金の 0.4000 %	+ 71,000 円
50,000,001	～ 100,000,000	約定代金の 0.2500 %	+ 146,000 円
100,000,001	～ 1,000,000,000	約定代金の 0.2000 %	+ 196,000 円
1,000,000,001		約定代金の 0.1500 %	+ 696,000 円

※約定代金の 1.0000%に相当する額が 2,500 円（税抜）未満の場合、2,500 円（税抜）とします。

## 株価指数オプション委託手数料率

約定代金（円）	委託手数料（税抜）
～ 1,000,000	約定代金の 4.0000 %
1,000,001 ～ 3,000,000	約定代金の 3.0000 % + 10,000 円
3,000,001 ～ 5,000,000	約定代金の 2.0000 % + 40,000 円
5,000,001 ～ 10,000,000	約定代金の 1.5000 % + 65,000 円
10,000,001 ～ 30,000,000	約定代金の 1.2000 % + 95,000 円
30,000,001 ～ 50,000,000	約定代金の 0.9000 % + 185,000 円
50,000,001	約定代金の 0.6000 % + 335,000 円

※約定代金の 4.0000%に相当する額が 2,500 円（税抜）未満の場合、2,500 円（税抜）とします。

## 外国株式委託手数料【国内での手数料】

約定代金（円）	委託手数料（税抜）
～ 1,000,000	約定代金の 1.2650 %
1,000,001 ～ 5,000,000	約定代金の 0.9130 % + 3,520 円
5,000,001 ～ 10,000,000	約定代金の 0.7150 % + 13,420 円
10,000,001 ～ 30,000,000	約定代金の 0.5610 % + 28,820 円
30,000,001 ～ 50,000,000	約定代金の 0.2200 % + 131,134 円
50,000,001 ～	241,134 円

※約定代金（円）の 1.2650%に相当する額が 5,000 円（税抜）未満の場合、5,000 円（税抜）とします。

※国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等が必要になる場合があります。

※上記の割合（%）は、売買金額（買いの場合は約定金額に外国金融商品市場における手数料・税金等を加算したもの、売りの場合は約定代金からこれらの手数料・税金等を減算したもの）に対して掛けることとなります。

## その他のサービスの手数（株証券保管振替機構を通じた株式等の記帳及び振替等に関する料金）

サービス	手数料等（税抜）
・取得請求権付株式の取得請求の取次ぎ	1 銘柄につき 300 円
・単元未満株式の買取請求の取次	1 銘柄につき 300 円
・単元未満株式の売渡（買増）請求の取次	1 銘柄につき 300 円
・配当金振込指定	1 銘柄につき 300 円
・新株予約権付社債のプットオプション行使請求の取次ぎ	1 銘柄につき 300 円
・新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎ	1 銘柄につき 300 円 + 社債の金額 10 万円につき 6 円
・新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎ	1 銘柄につき 300 円 + 振替株式 1 単元につき 60 円（※）
・登録済加入者情報の開示請求	1 回につき 1,000 円

※ 1 単元に満たない数は切り上げます。

## 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

### 債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況



の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・ 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

#### **外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- ・ 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

#### **外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

#### **外貨建て債券に関する租税の概要**

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国

源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。  
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **譲渡の制限**

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

### ○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。